

東京医療保健大学 自己点検・評価規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第4条第3項の規定に基づき、本学が行う自己点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の目的)

第2条 自己点検・評価は、学校教育法第109条の規定に基づき大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設（以下「教育研究等」という。）について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、及びその結果に基づき認証評価機関及びその他の外部の評価を受ける活動を通じて、建学の精神を踏まえた教育研究等の質を継続的に保証すること（以下「内部質保証」という。）を目的とする。

- 2 内部質保証にあたっては、本学の「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を教育研究等の基本の方針と位置づけ、これらを基準に点検及び評価を行うものとする。

(自己点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価の項目は、次に掲げる通りとする。

- (1) 教育研究上の基本となる組織に関すること
- (2) 教員組織に関すること
- (3) 教育課程に関すること
- (4) 施設及び設備に関すること
- (5) 事務組織に関すること
- (6) 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- (7) 財務に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

第2章 自己点検・評価の実施体制

(実施責任者)

第4条 自己点検・評価及び結果の公表の実施責任者は、学長とする。

(委員会)

第5条 学長は、東京医療保健大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、自己点検・評価を行う。

- 2 委員会は、本学の学部、学科、研究科、センターその他の組織（以下「各部局」という。）の教育研究等について、全学的観点に立って、自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。

- 3 委員会の組織及び運営に関する事項は、東京医療保健大学自己点検・評価委員会規程の定めるところによるものとする。

(IR 推進室)

第6条 学長は、本学の自己点検・評価に必要な範囲で、IR推進室に必要な調査その他の情報収集活動を行わせ、その全部又は一部について、委員会で報告させることができる。

第3章 自己点検・評価結果に基づく助言・指導

(学長による助言・指導)

第7条 学長は、自己点検・評価を実施した結果に基づき、各部局に対し、各部局の長を通じて、又は各部局の教授会その他の会議等に出席して、その改善のための助言を行うことができる。

- 2 各部局の長及び当該部局に所属する教職員は、前項の助言を真摯に受け止め、その改善に努めるものとする。
- 3 学長は、前項の助言を行っても改善が認められないとき、又は緊急に改善を要すると認めるときは、関係する教職員に対し、口頭もしくは書面により、改善指導を行うことができる。
- 4 前項の改善指導を受けた教職員は、指定された期日までに改善計画を立案し、各部局の長を通じて学長に提出するものとする。
- 5 各部局の長は、前項の改善計画の進捗状況を学長及び委員会に報告するものとする。

附 則

1. この規程は、平成30年10月17日より施行する。